$\overline{}$
傍線
の
部
分
は
改
正
部
分

新	
(組織)	(組織)
(つ。)は、委員十八人以内で組載する。  第一条 内閣府の独立行政法人評価委員会(以下「委員会」とい	う。)は、委員十四人以内で組載する。第一条 内閣府の独立行政法人評価委員会(以下「委員会」とい
(委員の任命)	(委員の任命)
第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命	第二条の委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命
する。	する。
(委員の任期等)	(委員の任期等)
- 前壬皆り浅壬阴間にする。  第三条 - 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、	前王皆の桟王明聞にする。第三条(委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、二年とする。
2 委員は、再任されることができる。	2 委員は、再任されることができる。
3 委員は、非常勤とする。	3 委員は、非常勤とする。
(委員長)	(委員長)
第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。	第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。	2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、そ	3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、そ
の職務を代理する。	の職務を代理する。
(分科会)	(分科会)
第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分	第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分
科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定によ	科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定によ
り委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に	り委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に
掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。	掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

上欄に掲げる分科会に属すべき委員は、内閣総理大臣と聞い、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときできない。 ときは、当該分科会の議決をもって委員をの定めるところにより、分科会の議決をもって委員をの定めるところにより、分科会に属する委員の互選によりは、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議ることができる。  とができる。  と前に掲げる分科会に属すべき委員は、内閣総理大臣と関いるところによる。	2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属する。	、委員長の決するところによる。 、委員長の決するところにより、分科会に属する委員の互選により 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちか分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちか分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちか分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員の互選により 任する。 、委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議議事) 指名する。 、委員長の決するところによる。	2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員は、が指名する。 3 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員ら分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する会の議決することができる。 (議事) 2 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決することができる。 (議事) 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数が出席しなければ、全第六条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、全第六条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可以表示を表面を表面が指名する。
独立行政法人国民生活センター独立行政法人国民生活センター独立行政法人工方領土問題対策協会独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	国立公文書館分科会国民生活センター分科会料会料会の報告の報告の報告の報告の報告の報告の報告の報告の報告の報告の報告の報告の報告を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	独立行政法人国民生活センター独立行政法人国民生活センター独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構	国民生活センター分科会開発を対象を対している。 国民生活センター分科会開発を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を

、資料の最計等の要求がある。前二項の規定は、分科会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

、ほろと、との他必要な協力を求めることができる。というでは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明第七条(委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める

(庶務)

## 附則

この政令は、平成十七年五月二十七日から施行する。

(平成十七年五月二十七日政令第百九十号)

前二項の規定は、分科会の議事に準用する

3

(資料の提出等の要求)

その他必要な協力を求めることができる。ときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明第七条(委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める

( 庶務)

おいて処理する。 働者労務管理機構分科会に係るものについては防衛施設庁業務部に会分科会に係るものについては北方対策本部において、駐留軍等労については国民生活局消費者調整課において、北方領土問題対策協括し、及び処理する。ただし、国民生活センター分科会に係るもの第八条 委員会の庶務は、内閣府大臣官房政策評価広報課において総